

アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R6.6月号



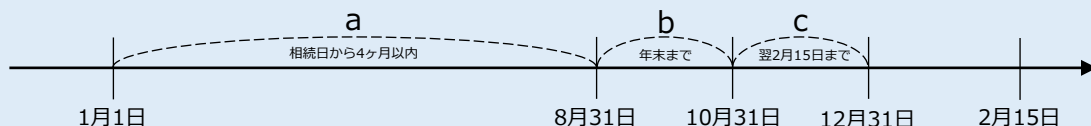
母の賃貸物件を相続して賃貸事業を継続しようと思いますが、何か必要な手続きはありますか？

税務署や市区町村の役所宛ての届出があります。



相続で事業を承継したときに提出する届出書

- ・ 個人事業の開業等届出書…相続日から**1ヶ月以内**
→相続人が相続以前からすでに事業をしていた場合は届出不要
- ・ 青色申告承認申請書…下記の場合に応じていずれかの期間内
 - ① 相続人が**相続以前に自ら事業を営んでいなかった場合**
 - ① 被相続人が**青色申告の承認を受けていた場合**
 - a 相続日が**1月1日から8月31日**の場合…相続日から**4ヶ月以内**
 - b 相続日が**9月1日から10月31日**の場合…その年の**12月31日まで**
 - c 相続日が**11月1日から12月31日**の場合…その年の**翌年2月15日まで**
 - ② 被相続人が**青色申告の承認を受けていなかった場合**
 - d 相続日が**1月1日から1月15日**の場合…その年の**3月15日まで**
 - e 相続日が**1月16日以降**の場合…相続日から**2ヶ月以内**
- ② 相続人が**相続以前に自ら事業を営んでいた場合**
適用を**受けたい年の3月15日まで**
- ・ 消費税簡易課税制度選択届出書
 - ③ 被相続人が従前に簡易課税を選択していた場合又は**相続人が相続以前に自ら事業を営んでいなかった場合**…**相続があった年の12月31日まで**
 - ④ ③**以外の場合**…**適用したい年の前年12月31日まで**



相続によって財産を引き継ぐとたくさんの手続きをしなければなりません、相続財産に賃貸物件があった場合には税務署や市区町村の役所に税務に関する手続きも必要になります。これらの手続きは主に税制上の優遇措置の適用に関するものであり、所定の期間内に届出をしないと優遇を受けられなくなってしまいますので十分に注意しましょう。

税理士紹介ページ
弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30～17:30

編集担当：石井 貴尚